2川健障計第183号 令和2年5月7日

市内障害福祉サービス事業所管理者 様 学 校 長 様

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課支援学校担当課長

川崎市における新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス事業所での 実習実施について(通知)

新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス事業所での実習実施について、本市では 特別支援学校卒業生等の日中活動の場を確保するため、学校・障害福祉サービス事業所と情報連 携や協力の上、特別支援学校等卒業生対策事業を運用していますが、新型コロナウイルスの影響 を考慮した本年度の年間計画を別表のとおり策定いたしました。

つきましては、学校・障害福祉サービス事業所間で円滑な実習調整が進められるよう、別紙「川 崎市における新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス事業所での実習実施につい て(通知)」を作成しましたので周知いたします。学校と障害福祉サービス事業所において円滑 な連携が図れるよう適切な対応をお願いいします。

なお、本件につきまして、ご不明な点がありましたら下記事務担当までお問い合わせください。

<問い合わせ先> 健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課 横山 清水 TEL 200-3796

教育委員会事務局学校教育部 指導課支援学校担当 田中 TEL 200-3066

令和2年5月7日

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課長川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課支援学校担当課長

川崎市における新型コロナウイルスへの対応に伴う障害福祉サービス事業所での 実習実施について(通知)

#### 1 趣旨

障害福祉サービス事業所(以下、事業所という。)での実習は本人・家庭おいては事業所での体験を経て自己分析や進路意向を確立するなど、適切な卒業後の進路決定を行うためのプロセスとして必要性が高く、また事業所では本人への適切な支援の提供に向けて、本人の障害特性の把握や環境要因を考慮したアセスメントが行える有益な機会であることから、実習調整ができる環境を整備することが求められます。

# 2 実習実施の基本的な方針

## (1) 実習実施想定時期

本年度については7月から12月の6か月間での実習実施を基本とします。

7月の実習調整は6月より解禁としますので、5月中に実習実施に向けた事業所内での体制計画を検討ください。

## (2) 事業所での受入について

令和2年4月9日付2川健障計第117号『新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応について(依頼)』を遵守し、感染予防に十分に留意の上で、可能な限り実習受入を検討ください。 学校は事業所が実施する感染予防対策として来所毎の本人・家庭への検温等や手の消毒の要請があった場合、徹底するよう本人・家族への促しに協力ください。

# 3 実習実施における留意事項

#### (1) 市外在住者の対応について

本取り扱いの対象者は市内在住の生徒とします。市内の学校に在学する市外在住の生徒について、市内の事業所の実習を希望する場合は、市内在住生徒の実習調整が優先された上で受入可能な日程によって実施ください。

#### (2) 本人・家庭の実習実施に向けた配慮について

実習実施調整においては、家庭が新型コロナウイルスに対して強い不安を持ち、事業所の集団 生活の場に通うことを迷う場合が予想されます。その場合は事業所の他の利用者への支援に影響 のない範囲で学校と事業所間で情報連携の上で、受入の配慮に努めてください。

受入の配慮に限界がある場合、実習を強要せず実施時期を再考するなど本人・家庭への配慮に 留意ください。

## (3) 感染予防をふまえた実習内容縮小等の検討について

可能な限りの実習受入に向けて、事業所内の実情をふまえ内容に対策を講じることで実習が実

施できる見込みがあれば検討ください。学校では事業所の実習対応を理解し本人・家庭の協力が 得られるよう努めてください。

(例) 通常は5日間で実施している実習を3日間に短縮して実施する。

## (4) 実習のキャンセルについて

実習実施調整後から当日までの間に予期せぬ状況の変化(職員および利用者の発症の疑いや職員体制の変化、本人・家族の発症の疑い)が発生することが予想されます。本人・家庭の事由または事業所の事由いずれの場合も考えられますので、学校・事業所間の双方で丁寧な連絡対応に努め、速やかにキャンセルの調整を行っていただくよう配慮ください。

(5) 新型コロナウイルスの状況をふまえた就労アセスメントの本年度の運用について 4月15日付事務連絡『新型コロナウイルスへの対応に伴う訓練等給付の取り扱いについて』 にて周知のとおりの取扱いとします。

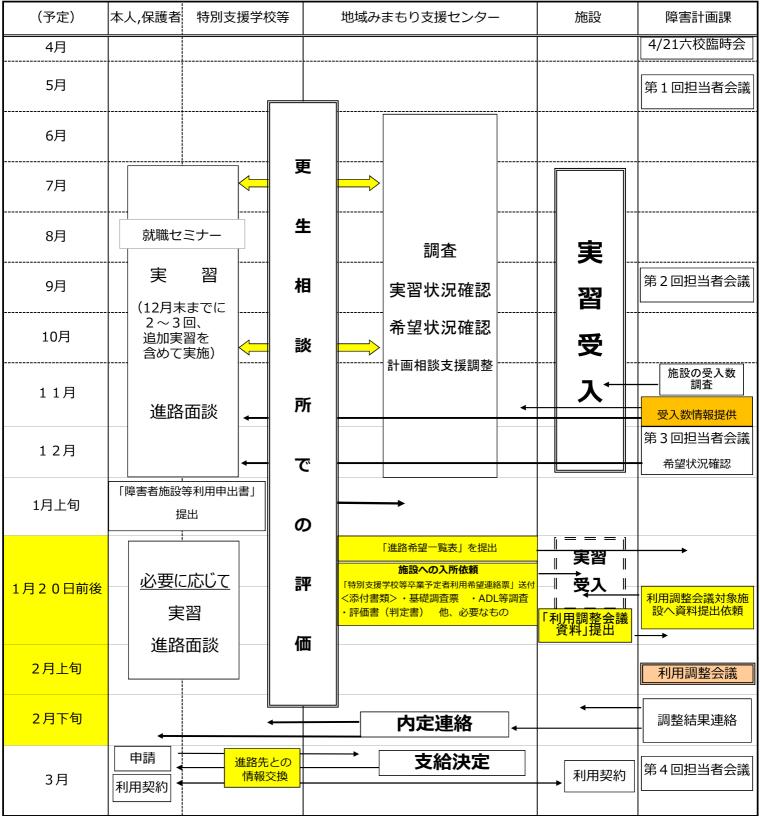
# 4 その他

今後の国内の状況、国の通知等をふまえて、年間計画の見直しを行う場合があります。

<問い合わせ先> 健康福祉局障害保健福祉部 障害計画課 横山 清水 TEL 200-3796

教育委員会事務局学校教育部 指導課支援学校担当 田中 TEL 200-3066

# 特別支援学校等卒業生進路対策事務日程



※特別支援学校以外の普通高校・定時制・サポート校・フリースクール等の場合は、「特別支援学校」の役割を「地域みまもり支援センター」が行う。

福祉サービスを希望する方(卒業生)に対し在宅者を出さない



: (進路担当者)・行政(地域みまもり支援センター・更相・百合丘障害者センター・井田障害者センター・障害計画課)・福祉サービス事業所の連携によって達成されま

※上記スケジュールは令和2年5月7日時点のものです。今後の状況によって変更する可能性があります。